



鳥取県公報

平成12年6月23日(金)
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 1

訓 令

鳥取県訓令第12号

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年6月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

〔5 一部改正の文例

（1） 条文を改正する場合

- ア 条を改正する場合
- イ 項を改正する場合
- ウ 号を改正する場合
- エ ただし書を改正する場合
- オ 後段を改正する場合
- カ 字句を改正する場合

（2） 条文を追加する場合

- ア 条を追加する場合
 - （ア） 既存の条間に追加する場合
 - （イ） 既存の条の最後に追加する場合
 - （ウ） 既存の章（節・款）の最後に追加する場合
 - （エ） 既存の章（節・款）の最初に追加する場合
- イ 項を追加する場合
- ウ 号を追加する場合
- エ ただし書を追加する場合
- オ 後段を追加する場合
- カ 字句を追加する場合
 - （ア） 条（項・号）の冒頭に追加する場合

- (イ) 字句の中途に追加する場合
- 別表の目次中 (3) 条文を削除する場合 を「5 一部改正の文例」に
- ア 条を削除する場合
- イ 項を削除する場合
- ウ 号を削除する場合
- エ ただし書を削除する場合
- オ 後段を削除する場合
- カ 字句を削除する場合
- (4) 繰り上げられる条(項・号)の字句を改正する場合
- (5) 繰り下げられる条(項・号)の字句を改正する場合
- (6) 題名等を改正する場合
- ア 題名を改正する場合
- イ 目次を改正する場合
- (ア) 目次の全部を改正する場合
- (イ) 目次の一部を改正する場合
- (ウ) 新たに目次を付する場合
- ウ 章(節・款)を改正する場合
- (ア) 章(節・款)を改正する場合
- (イ) 章(節・款)を追加する場合
- (ウ) 章(節・款)を削除する場合
- エ 見出しを改正する場合
- (ア) 見出しを改正する場合
- (イ) 見出しを付する場合
- オ 別表又は様式を改正する場合 」

改める。

別表の第1の5の項を次のように改める。

5 一部改正の文例

別に定める文例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年6月23日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県施行文書書式規程別表の第1の5の項の規定(同表の第2から第4まで及び第6の規定によりその例によることとされる場合を含む。)は、平成12年7月1日以降に制定される条例、規則、告示、訓令及び内訓について適用し、同日前に制定される条例、規則、告示、訓令及び内訓については、なお従前の例による。